

# 兵庫県公報

平成19年2月27日 火曜日 第1853号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

### 告 示

	ページ
○生活保護法に基づく指定施術担当機関の指定（社会援護課）	1
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○土地改良区管に係る土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同）	4
○土地改良区の解散認可（同）	4
○県営土地改良事業の換地処分（同）	4
○町営土地改良事業の計画変更の協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○特定鳥獣保護管理計画の策定に関する公聴会の開催（森林動物共生室）	4
○保安林の指定の解除予定（森林保全室）	5
○公共測量が終了した旨の通知（契約・建設業室）	5
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	6
○同 上（同）	6
○道路の区域の変更、供用開始等（同）	6
○阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（街路課）	7
○洲本都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）	7
○昭和63年兵庫県告示第1763号（河川区域の変更により生じた廃川敷地等）の一部改正（河川整備課）	8
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	9
○同 上（同）	9
○平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部改正（景観形成室）	10

### 公 告

○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（参画協働課）	12
○県有回転翼航空機の一般競争入札による売払い（消防課）	12
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	13

### 教育委員会公告

○落札者等の公示（県立姫路商業高等学校）	14
----------------------	----

## 告 示

### 兵庫県告示第190号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条の規定により医療扶助のための施術を担当するものとして指定したものは、次のとおりである。

平成19年2月27日

兵庫県知事 井戸 敏三

名 称 施 術 者	所 在 地	指 定 年 月 日
たちばな整骨院 山脇龍馬	尼崎市七松町2丁目3番25号	平成18年12月1日
ヘルスケア治療院 那須涼介	同 上	同 年11月1日

## 兵庫県告示第191号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年2月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 村町野村土地改良区

## 退任役員

役員の区分	氏	名	住 所
理 事	末 廣	正 之	加東市野村950番地
同	石 原	一 正	同 市野村248番地
同	廣 崎	延 隆	同 市野村900番地
同	宮 時	井 井	同 市野村423番地 3
同	時 森	本 本	同 市野村947番地
同	森 三	村 原	同 市野村930番地
同	石 末	廣 内	同 市野村559番地
同	竹 壺	井 本	同 市野村841番地
同	藤 宮	崎 本	同 市野村352番地
同	福 高	嶋 橋	同 市野村321番地
同	高 宮	橋 嶠	同 市野村934番地
同	伊 泽	芳 博	同 市野村945番地 2
監 事			同 市野村743番地
同			同 市野村353番地
同			同 市野村562番地
同			同 市野村969番地
同			同 市野村893番地
同			同 市野村895番地
同			同 市野村797番地 2
就任役員			同 市野村248番地 4

役員の区分	氏	名	住 所
理 事	末 廣	正 之	加東市野村950番地
同	石 原	允 隆	同 市野村248番地
同	内 崎	万 正	同 市野村292番地
同	宮 石	敏 義	同 市野村423番地 3
同	時 伊	昭 吉	同 市野村294番地 2
同	長 谷	由 圭	同 市野村930番地
同	宮 岡	左 伊	同 市野村335番地 2
同	壺 崎	文 伊	同 市野村461番地 2
同	竹 井	眞 伊	同 市野村712番地
同	藤 嶋	繁 伊	同 市野村731番地
同	竹 嶋	雄 由	同 市野村751番地
同	壺 井	一 由	同 市野村945番地 2
同	竹 井	繁 伊	同 市野村768番地 2
同	藤 嶋	雄 伊	同 市野村353番地
同	竹 井	一 由	同 市野村868番地
同	壺 井	繁 伊	同 市野村969番地
同	竹 井	重 伊	同 市野村943番地 1
同	藤 嶋	修 伊	同 市野村895番地
同	竹 井	眞 伊	同 市野村957番地
同	壺 井	芳 博	同 市野村248番地 4
監 事			
同			
同			

## 2 上福田土地改良区

## 退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	三一男 三和郎之良 巳夫 行三 彦寛 男郎之己 朗昭 文夫	加東市新町224番地 同 市上中446番地 同 市梶原238番地 同 市梶原179番地1 同 市上三草1075番地 同 市上三草491番地 同 市上三草393番地 同 市上三草618番地 同 市下三草180番地 同 市下三草183番地 同 市木梨759番地 同 市木梨673番地 同 市木梨672番地 同 市木梨34番地 同 市藤田241番地1 同 市藤田263番地 同 市藤田399番地1 同 市藤田209番地 同 市上三草44番地 同 市木梨177番地 同 市木梨52番地2 同 市藤田378番地1 同 市山国1608番地
監事	根藤田 本山 山肥 山月 月田 井井 藤井 西畑 林廣田 熊原 中	
就任役員	氏名	住 所
理事	征祠 光悦 俊昭 英義 敏浩 都康 武正 久信 正敏 孝	加東市上中450番地 同 市新町224番地 同 市梶原179番地1 同 市梶原238番地 同 市上三草387番地 同 市上三草1075番地 同 市上三草491番地 同 市上三草618番地 同 市下三草213番地 同 市下三草118番地 同 市木梨673番地 同 市木梨672番地 同 市木梨759番地 同 市木梨34番地 同 市藤田436番地 同 市藤田263番地 同 市藤田271番地 同 市藤田241番地1 同 市上三草665番地 同 市木梨177番地 同 市木梨52番地2 同 市藤田367番地
監事	依岩岸 宮伊 西西 西上 上白 白木 桐石 小玉 玉西 稲大 杉	

同 藤 本 幸 雄 同 市木梨31番地1

**兵庫県告示第192号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により、次の土地改良区から換地処分を行った旨の届出があった。

平成19年2月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	地 区 名
成谷土地改良区	成 谷 地 区

**兵庫県告示第193号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

平成19年2月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認 可 年 月 日
神岡土地改良区	平成19年2月14日

**兵庫県告示第194号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成19年2月9日県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）三木北部地区第18工区の換地処分をした。

平成19年2月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県告示第195号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業計画の変更協議については、適當と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成19年2月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町 の 名 称	事 業 名	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
香 美 町	中山間地域総合整備事業（一般型）	香住地区	平成19年2月27日から 同 年3月19日まで	美 方 郡 香 美 町 役 場

**兵庫県告示第196号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第4項の規定により、特定鳥獣保護管理計画の策定に関する公聴会を次のとおり開催する。また、当該計画書の案を次のとおり縦覧に供する。

平成19年2月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 公聴会開催日時、場所等

(1) 日時

平成19年3月20日(火) 午後1時30分から午後4時まで

(2) 場所

神戸市教育会館501会議室(神戸市中央区中山手通4丁目10番5号)

(3) 案件名

特定鳥獣保護管理計画の策定について

(4) 傍聴

自由。ただし、会場の収容人員の範囲に限る。

2 公述の申出方法

公聴会に出席して、意見を陳述しようとする者(県内に住所を有する者に限る。)は、平成19年3月8日(木)までに住所、氏名及び職業並びに意見の要旨及びその理由を記載した書面(公述申出書)を兵庫県知事あて提出すること。ただし、土曜日及び日曜日については、ファクシミリによる提出に限る。

3 公述申出書提出先及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県農林水産部農林水産局森林動物共生室  
電話(078)341-7711 内線4114、4115  
ファクシミリ(078)362-3954

4 特定鳥獣保護管理計画書の案の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

中央県民情報センター(神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館4階)及び各地域県民情報センター(神戸県民局を除く各地域の県民局内)

(2) 縦覧期間

平成19年2月27日(火)から同年3月8日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

~~~~~  
兵庫県告示第197号

森林法(昭和29年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成19年2月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 解除予定保安林の所在場所

西宮市塩瀬町名塩字土林上5010の1(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

公共施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農林水産部農林水産局森林保全室並びに阪神南県民局地域振興部及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~  
兵庫県告示第198号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、加古川市新野辺西武土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成19年2月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(4級基準点測量及び出来形確認測量)

2 作業期間

平成17年10月12日から平成18年9月29日まで

3 作業地域

## 加古川市別府町新野辺地内

## 兵庫県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年2月27日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年2月27日から2週間、但馬県民局県土整備部豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年2月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道 路 の 種 類 路 線 名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 宮津養父線	豊岡市出石町暮坂字クゴ田62番1から 同 市出石町暮坂字平野17番3まで	旧	8.0から 41.0まで	274.0	
		新	10.0から 59.0まで	273.0	
県道 床瀬神鍋高原線	豊岡市竹野町椒字柿ヶ成239番1から 同 市竹野町椒字柿ヶ成239番1まで	旧	12.0から 30.0まで	54.0	
		新	12.0から 49.0まで	54.0	

## 兵庫県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年2月27日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年2月27日から2週間、但馬県民局県土整備部但馬空港管理事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年2月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道 路 の 種 類 路 線 名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 但馬空港線	豊岡市上佐野字アワラ1640番から 同 市上佐野字竹場1590番1まで	旧	8.0から 9.0まで	35.0	
		新	12.0から 14.0まで	35.0	

## 兵庫県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年2月27日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年2月27日から2週間、西播磨県民局県土整備部龍野土木事務所において一般の縦

覧に供する。

平成19年2月27日

兵庫県知事 井戸 敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 姫路新宮線	たつの市新宮町下野田字天満78番1から 同 市新宮町馬立字古垣内406番1まで	旧	14.0から 25.0まで 4.0から 27.0まで	527.0 536.0	
		新	14.0から 25.0まで	527.0	

~~~~~

#### 兵庫県告示第202号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年2月27日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 施行者の名称  
西宮市
  - 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画道路事業  
3.3.156号 山手幹線  
3.5.454号 大浜老松線
  - 3 事業施行期間  
変更前 平成7年12月19日から平成19年3月31日まで  
変更後 平成7年12月19日から平成20年3月31日まで
  - 4 事業地  
(1) 収用の部分  
変更なし  
(2) 使用の部分  
なし
- ~~~~~

#### 兵庫県告示第203号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年2月27日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 施行者の名称  
洲本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
洲本都市計画道路事業  
3.5.334号 物部曲田塩屋線  
3.5.735号 汐見線
- 3 事業施行期間

変更前 平成9年11月11日から平成19年3月31日まで

変更後 平成9年11月11日から平成20年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

~~~~~

**兵庫県告示第204号**

昭和63年兵庫県告示第1763号（河川区域の変更により生じた廃川敷地等）の一部を次のように改正する。

平成19年2月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

本文中「兵庫県土木部河川課及び柏原土木事務所」を「兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び丹波県民局県土整備部柏原土木事務所」に改める。

3の表を次のように改める。

3 廃川敷地等の位置及び数量

位 置	数 量 (平方メートル)
丹波市春日町国領1054番 2	447.91
同 市春日町国領1048番 3	28.97
同 市春日町国領1914番 8	31.19
同 市春日町国領1914番 9	2.72
同 市春日町国領1149番 3	0.68
同 市春日町国領1159番 7	2.72
同 市春日町国領1159番 8	1.61
同 市春日町国領979番 4	57.06
同 市春日町国領1057番 5	79.79
同 市春日町国領1057番 6	74.88
同 市春日町国領959番 3	97.67
同 市春日町国領959番 4	28.74
同 市春日町国領957番 1	141.77
同 市春日町国領956番 4	28.76
同 市春日町国領956番 5	35.37
同 市春日町国領954番 4	21.68
同 市春日町国領954番 3	3.33

合 計

1,079.85

**兵庫県告示第205号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年2月27日

兵庫県知事 井戸 敏三

## 指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
三軒屋(2)	宍粟市		一宮町東市場	三軒屋	377番、378番1、378番3、378番5、378番6、379番、385番3、387番1の一部、387番22の一部、387番24、387番26、387番30の一部、387番34、387番35、377番から387番22に至る地先の道路敷の一部、377番地先の水路敷

**兵庫県告示第206号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年2月27日

兵庫県知事 井戸 敏三

## 指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
石風呂	朝来市		山東町野間	清坂 石風呂	446番1、446番3 129番から136番まで、661番1、662番1、663番1、665番、665番1から665番3まで、666番1、666番3、667番3、667番4、672番、673番1、673番2、675番2、676番1、676番2、676番4、677番1、677番3、680番1、680番3、689番1、690番3、691番、692番1、693番、694番1、700番、701番、3119番、3122番、3123番、3124番1、3124番2、3125番1、3127番1、661番1地先の道路敷、665番2から676番2に至る地先の道路敷、666番3地先の道路敷、676番1から3125番1に至る地先の道路敷、689番1から690番3に至る地先の道路敷、3124番2地先

				田ノ口幅 田ノ口中	の道路敷、672番から673番2に至る地先 の水路敷、677番3地先の水路敷 726番、749番 200番の一部
--	--	--	--	--------------	---

**兵庫県告示第207号**

平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部を次のように改正する。

平成19年2月27日

兵庫県知事 井戸 敏三

1の表中、

中播磨地域 緑豊かな環境形成地域 (条例第4条第1項第3号)	緑豊かな地域環境の形成に関する条例第9条第1項第3号に掲げる区域	夢前町 神河町 市川町 福崎町
西播磨地域 緑豊かな環境形成地域 (条例第4条第1項第3号)	緑豊かな地域環境の形成に関する条例第9条第1項第3号に掲げる区域	宍粟市 佐用町 安富町 たつの市 上郡町

を

中播磨地域 緑豊かな環境形成地域 (条例第4条第1項第3号)	緑豊かな地域環境の形成に関する条例第9条第1項第3号に掲げる区域	神河町 市川町 福崎町
西播磨地域 緑豊かな環境形成地域 (条例第4条第1項第3号)	緑豊かな地域環境の形成に関する条例第9条第1項第3号に掲げる区域	宍粟市 佐用町 たつの市 上郡町

に改める。

2の表中、

「

7	遠坂 トン ネル 道路	第1 種禁 止地 域等	朝来市 山東町 柴字梅 の木田 353 番 1	丹波市 青垣町 遠坂字 桑 垣 1113番 の 3	路端から1,000メートル 以内の区域				朝来市 丹波市
---	----------------------	----------------------	--	--	------------------------	--	--	--	------------

を

7	遠阪 トン ネル 道路 ・北 近畿 豊岡 自動 車道 路	第1 種禁 止地 域等	和田山 ジャン クショ ン・イ ンター チエン ジ	春日ジ ヤンク ション ・イン ターチ エンジ ジ	路端から1,000メートル 以内の区域（朝来市和田 山町筒江字中山、丹波市 青垣町佐治、沢野、西芦 田、同市水上町犬岡、西 中、常楽、成松、石生、 大崎、横田、市辺、本郷、 稻継、同市春日町黒井、 平松、歌道谷及び野山の 区域並びに国道175号線、 国道427号線、国道429号 線、県道青垣柏原線、県 道福知山山南線及び西日 本旅客鉄道株式会社福知 山線の各路端から100メー トル以内の区域並びに加 古川の河川区域の境界線 から100メートル以内の 区域を除く。）	和田山 ジャン クショ ン・イ ンター チエン ジ	春日ジ ヤンク ション ・イン ターチ エンジ ジ	路端から1,000メートル 以内の区域（禁止地域等 の区域を除く。）	朝来市 丹波市
---	---	----------------------	---	---	--	---	---	--	------------

に改める。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、2の表の改正規定は、平成19年3月1日から施行する。

## 公 告

**特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請**

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランタリー活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局神戸生活創造センター、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年2月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1(1) 申請のあった年月日 平成19年2月9日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸ライフ・ケア一協会

イ 代表者の氏名 日下 和久

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区御影中町2丁目3番23—107号

エ 定款に記載された目的

この法人は、よりよい地域社会を目指す非営利組織として、「ともに生きるくらしをめざして」の理念のもと、在宅介護、家事援助及び子育て支援等の福祉サービス活動を行い、心のこもった、生活支援サービスを提供することにより、福祉のまちづくりへの推進に寄与する事を目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成19年2月9日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ひょうごWAC

イ 代表者の氏名 中辻直行

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市兵庫区水木通4丁目1番17号101

エ 定款に記載された目的

この法人は、現代社会の中で生活援助を必要とするすべての人々に対して、健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉文化の増進を図るために、市民参加による事業を行い、地域の活性化に寄与することを目的とする。

**県有回転翼航空機の一般競争入札による売払い**

県有回転翼航空機を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成19年2月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する事項

売払い物件

回転翼航空機 1機

(1) 航空機の型式 川崎式B K117 B-2型

(2) 航空機の製造者 川崎重工業株式会社

(3) 航空機の製造年月日 1988年8月7日

(4) 航空機の製造番号 1019

(5) 航空機の登録記号 J A9909

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

(1) 成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む。）及び被補助人

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 航空法（昭和27年7月15日法律第231号）第4条各号に該当する者

## 3 契約条項を示す場所

神戸市中央区中山手通5-2 兵庫県災害対策センター  
兵庫県企画管理部災害対策局消防課

## 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

## (1) 配布場所及び申込場所

神戸市中央区中山手通5-2 兵庫県災害対策センター  
兵庫県企画管理部災害対策局消防課

## (2) 配布期間及び申込期間

配布期間は平成19年2月27日(火)から同年3月9日(金)まで、申込期間は平成19年2月27日(火)から同年3月12日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

毎日午前9時から午後5時まで

## 5 入札の場所及び日時

## (1) 場所

神戸市中央区中山手通5-2 兵庫県災害対策センター2階会議室

## (2) 日時

平成19年3月19日(月) 午後1時30分から

## 6 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

## 7 入札に関する条件

(1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

(2) 入札者またはその代理人が2通以上した入札、またはこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。

(3) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(4) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(5) 入札書に入札金額、入札日、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。

(7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

(8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

## 8 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 9 入札についての照会先

兵庫県企画管理部災害対策局消防課 安全・指導係

電話番号(078)362-9823

~~~~~

## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年2月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小野市淨谷町字帝釋前2983番1、2984番1

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 山 口 俊 郎

加西市和泉町862番地の2

竹 内 良 文

## 3 許可年月日及び許可番号

平成18年8月16日  
兵庫県指令開第1-2号(18小野)

### 教 育 委 員 会 公 告

#### 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成19年2月27日

#### 契約担当者

兵庫県立姫路商業高等学校長 福田和夫

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
教育用コンピューター式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県立姫路商業高等学校 姫路市井ノ口468
- 3 落札者を決定した日  
平成19年1月10日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社日立システムアンドサービス関西支社 大阪市浪速区難波中2丁目10番70号
- 5 落札金額  
81,900,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般
- 7 入札公告をした日  
平成18年11月21日